

子ども「年20ミリシーベルト」基準の見直しを求める意見書

東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故は、放射能による深刻な環境汚染をもたらした。その中で、4月19日文部科学省は、学校等の校舎・校庭等の利用判断における放射線量の目安として、年20ミリシーベルトという基準を、福島県教育委員会や関係機関に通知した。

この年20ミリシーベルトは、屋外で3.8マイクロシーベルト／時に相当し、これは、労働基準法で18歳未満の作業を禁止している「放射線管理区域」（0.6マイクロシーベルト／時以上）の約6倍にあたる。また、年20ミリシーベルトは、原発労働者が白血病を発症し、労災認定を受ける線量に匹敵し、ドイツの原発労働者に適用される最大線量に相当する。大人の原発労働者でさえ高い線量を子どもに当てはめようとしているのである。

また、今回政府が示した数値は、呼吸や食事などによって体内に取り込まれる放射性物質の内部被曝を考慮していない。子どもは、大人に比べてはるかに放射線の影響を受けやすいことは知られている。子どもが長時間過ごす学校に適用する基準値は、通常の放射線防護基準に近いもので運用すべきである。

その後、文部科学省は一定値以上の放射線が検出された場合の除去費用を負担することを決め、「年1ミリシーベルト以下を目指す」こととしたが、同時に「年1～20ミリシーベルト」という暫定基準は当面維持するとし、基準そのものを見直したわけではない。

このように危険な状況下に福島の子どもをおくだけでなく、示した数値によって、子どもの被曝量を抑えようという学校側の自主的な防護措置を妨げることにもなりかねない。

よって、稲城市議会は、政府に対し、8月までとしている暫定基準を見直すにあたっては、学校の利用基準 年20ミリシーベルトを見直すよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 23 年 7 月 1 日

稲城市議会議長 田 中 繁 夫